

令和 8 年 8 月 29 日の大雨で被害を受けられた方へ

～坂井市の各種支援制度のご案内～

このたびの大雨により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

坂井市では、災害により被害を受けられた方を対象に、各種支援制度をご案内しています。

罹災(被災)証明書を取得された方は、被害の程度や被害を受けた内容等に応じて、利用できる支援制度が異なります。以下の制度をご確認いただき、ご自身が対象となるか、各担当窓口へお問い合わせください。

※罹災(被災)証明書を取得しただけで、各種支援制度が自動的に適用されるものではありません。

それぞれの制度について、対象要件や申請期限等をご確認のうえ、必要な手続きを行ってください

■ 見舞金など

支援制度	対象・主な要件	支援内容	問い合わせ先
住宅災害見舞金制度	罹災証明書の「住家の被害の程度」欄が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の住家の世帯主	災害等により、住家に被害を受けた世帯の世帯主に、見舞金を支給。	社会福祉課 ☎ 0776-50-3041
福井県緊急被災者見舞金	罹災証明書が発行された住家の世帯主	今回の大雨で、住家に被害を受けた世帯の世帯主に、見舞金を支給。	社会福祉課 ☎ 0776-50-3041

■ 減税・免除など

支援制度	対象・主な要件	支援内容	問い合わせ先
介護保険料の減免	災害により被害を受けた第1号被保険者	被害の程度によって保険料を減免。	高齢福祉課 ☎ 0776-50-3040 坂井地区広域連合 ☎ 0776-72-3305
介護保険(居宅サービス費等)利用者負担額の減免	災害により被害を受けた被保険者	被害の程度によって利用者負担額を減免。	高齢福祉課 ☎ 0776-50-3040 坂井地区広域連合 ☎ 0776-72-3305
国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予	災害(床上浸水等)により被害を受けた被保険者	被保険者の一部負担金を一定の要件で減免・徴収猶予。	保険年金課 ☎ 0776-50-3031
後期高齢者医療保険料の減免	災害(床上浸水等)により被害を受けた被保険者	被保険者の保険料を一定の要件で減免。	保険年金課 ☎ 0776-50-3031

国民年金保険料の免除	住宅、家財等に約2分の1以上の損害被った場合	申請に基づき納付を免除。	福井年金事務所 ☎ 0776-23-4518
市税の減免・納税相談	災害により被害を受けた方	被害の状況や税目に応じて、市税の減免や納税の猶予等を受けられる場合があります	税務課 ☎ 0776-50-3023 (減免) ☎ 0776-50-3024 (納税)

■ 住宅・住まいに関する支援など

支援制度	対象・主な要件	支援内容	問い合わせ先
住宅の応急修理制度	住家が準半壊以上の損害を受け罹災証明書で「準半壊」以上の被害を受けた世帯	居室・台所・トイレなど日常生活に必要最低限の部分の応急修理費を助成。	都市計画課 ☎ 0776-50-3052
空家取得支援事業	罹災証明書が発行された世帯等で、空き家情報バンクに登録された物件を居住するために購入される方。	居住区によって購入費を支援。	空家対策室 ☎ 0776-50-3036
空家改修支援事業	罹災証明書が発行された世帯等で、空き家情報バンクに登録された物件を居住するために購入または賃借し改修される方。	居住区によって改修費を支援。	空家対策室 ☎ 0776-50-3036

■ 暮らしの支援 など

支援制度	対象・主な要件	支援内容	問い合わせ先
入浴の支援	罹災・被災証明書が発行された自宅の浴室設備が故障し、入浴が困難な方。	霞の郷温泉の入浴料を無料とします。(原則1人1日1回)(～9/30 まで)	社会福祉課 ☎ 0776-50-3041

★支援制度の最新情報

今回の大雨に関する支援制度は、今後追加・変更される場合があります。
最新の情報は、坂井市ホームページをご確認ください。

【坂井市ホームページ:8月29日の大雨に伴う支援制度等について】

<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/koho/20260831ameosirase1.html>



▲最新の各種
支援制度は
こちらから